

南河内環境事業組合 第2清掃工場 基幹的設備改良工事

条件付一般競争入札参加資格申請【提出要領】

公告日：平成31年4月15日

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 南河内環境事業組合第2清掃工場基幹的設備改良工事
- (2) 工 事 場 所 大阪府河内長野市日野1564-3
- (3) 工 事 期 間 議決日の翌日から平成34年3月10日
- (4) 工 事 概 要 本工事は、焼却処理施設の基幹的設備を改良し、施設の延命化を図ることを目的とする。
また、二酸化炭素排出量の削減を図り、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）事業として計画するものである。
- (5) 工 事 範 囲 機械設備工事
燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、給排水設備
余熱利用設備、通風設備、電気設備、計装制御設備、雑設備
土木建築工事
- (6) 予 定 価 格 事前公表
- (7) 最低制限価格 有

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の属する年度の南河内環境事業組合に於ける建設工事の一般競争（指名競争）入札参加資格申請書を提出（登録）された者で建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する「清掃施設工事業」の許可を有する者であること。
- (3) 南河内環境事業組合競争入札指名停止措置要綱（平成19年要綱第4号）の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。（同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。）
- (6) 次の①と②に該当する者であること。
 - ① 公告日において、「清掃施設工事業」の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）が1000点以上であること。
 - ② 過去10年間に、国内における一般廃棄物処理施設（施設規模1炉95t／日以上、複数炉構成の全連続燃焼式ストーカ炉）において、国、地方公共団体、又はその他公法人（地方

共同法人、公営企業等)の発注による循環型社会形成推進交付金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)事業として、新設工事又は基幹的設備改良工事の単体元請けの施工実績を有すること。

- (7) 改良工事の設計業務等の受託者(株式会社日産技術コンサルタント)と資本若しくは人事面において関連がない者であること。
- (8) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- (9) 建設業法第15条に規定する清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

3. 入札参加の制限

入札参加資格を有する者であっても、次のいずれかに該当する場合にあっては、次に定める者は本入札に同時に参加することができない。

- (1) 会社の役員が他の会社の役員を兼任している場合 当該役員が所属するそれぞれの会社
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する子会社と親会社に該当する場合 当該親会社と子会社
- (3) 連結決算を行っている場合 当該連結決算を行っているそれぞれの会社
- (4) 事務所、電話、ファクシミリ、事務機器等(以下この号において「事務所等」という。)を共用していると認められる場合 事務所等を共有しているそれぞれの事業者

4. 入札参加資格申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格申請書を含む次の①から⑥の入札参加資格確認資料を提出しなければならない。
 - ① 入札参加資格申請書(組合様式)
 - ② 建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - ③ 工事施工実績調書(上記②の算定根拠となった実績工事及び2.(6)②の根拠となる実績工事のCORINSの写しを添付。なお、登録していない場合は請負契約書の写しを添付)
 - ④ 特定建設業の許可証明書の写し
 - ⑤ 監理技術者等配置予定調書(組合様式)
 - ⑥ その他組合が指示するもの
- (2) 申請書等の提出は、入札参加資格申請書受付期間内に受付場所に持参するものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

5. 入札参加資格申請書等受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成31年4月15日(月)から平成31年4月26日(金)まで
(土曜日、日曜日は除く)
午前9時00分から午後5時30分まで

- (2) 受付場所 大阪府富田林市大字甘南備 2 3 4 5 番地
南河内環境事業組合 総務企画課

6. 入札参加資格の確認及び通知

- (1) 入札参加資格の確認結果は、平成 31 年 5 月 7 日（火）までに通知する。
- (2) 入札参加資格がない旨の確認結果通知には、その理由を明示する。入札参加資格がない旨の確認結果通知を受けた者は、平成 31 年 5 月 8 日（水）午前 11 時までに南河内環境事業組合総務企画課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7. 発注仕様書等の配布

発注仕様書等は次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 平成 31 年 5 月 8 日（水）から平成 31 年 5 月 17 日（金）まで
- (2) 配布方法 南河内環境事業組合ホームページ
- 図面等その他必要な資料については次のとおり閲覧できるものとする。
- (1) 閲覧期間 平成 31 年 5 月 8 日（水）から平成 31 年 5 月 17 日（金）まで
- (2) 閲覧場所 大阪府河内長野市日野 1 5 6 4 - 3
南河内環境事業組合 第 2 清掃工場

8. 発注仕様書等に関する質疑及び回答

発注仕様書等に関する質疑は次のとおり受け付けるものとする。

- (1) 受付期間 平成 31 年 5 月 8 日（水）から平成 31 年 5 月 13 日（月）まで
- (2) 質問方法 必要事項を記入し、原本を受付場所に持参するものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 受付場所 大阪府富田林市大字甘南備 2 3 4 5 番地
南河内環境事業組合 総務企画課

質問に対する回答の内容は、次のとおり閲覧に供するものとする。

- (1) 閲覧期間 平成 31 年 5 月 15 日（水）から平成 31 年 5 月 17 日（金）まで
- (2) 閲覧方法 南河内環境事業組合ホームページ

9. 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成 31 年 5 月 8 日（水）から平成 31 年 5 月 17 日（金）まで
- (2) 方法 南河内環境事業組合ホームページ

10. 入札に関する事項

- (1) 日時 平成 31 年 5 月 20 日（月） 午後 1 時 30 分
- (2) 場所 南河内環境事業組合 第 1 清掃工場 1F 会議室

(3) 入札の執行

資格確認審査の結果、入札参加資格を有すると認める者が2に満たない場合は入札を中止する。また、入札執行までに入札参加者の数が2に満たない場合も入札を中止する。

(4) 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5に相当する違約金を徴収する。

1 1. 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

(2) 契約の締結

本工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和42年条例第23号）第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するので、工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約としての効力を生じる。

(3) 契約保証金

南河内環境事業組合財務規則第86条の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。ただし、南河内環境事業組合財務規則第88条各号に該当する場合は免除する。

1 2. 支払条件

(1) 前払金

無し

(2) 部分払金

建設工事の前払金及び部分払金取扱内規（昭和55年訓令第2号）第3条及び第7条の規定、及び南河内環境事業組合工事請負契約約款（平成9年約款第1号）第37条の規定に基づき、各会計年度末に部分払金を請求することができる。

1 3. その他

(1) 入札参加者は印鑑を持参すること。

(2) 入札参加者が代理人の場合は委任状を提出すること。

(3) 入札書提出時に内訳明細書も一緒に提出すること。

(4) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。

(5) 記載無き事項については、地方自治法、同施行令、南河内環境事業組合財務規則、競争入札の心得、南河内環境事業組合工事請負契約約款に基づくものとする。

14. 問合せ先

(入札に関すること)

大阪府富田林市大字甘南備2345番地 南河内環境事業組合 総務企画課

TEL 0721-33-6584

FAX 0721-34-7980

(工事内容に関すること)

大阪府河内長野市日野1564-3 南河内環境事業組合 第2清掃工場

TEL 0721-55-7456

FAX 0721-50-1230